

事業報告書

(平成22年12月1日から平成23年3月31日まで)

事業概況

当財団は、大同生命保険株式会社からの寄付金を基金として、昭和49年5月に設立されて以来、設立趣旨に従い、一貫して保健ならびに福祉に関する事業を実施してまいりました。

平成22年度における事業は、地域において保健および福祉に関する業務に携わる方々や研究者を対象とした「地域保健福祉研究助成」ならびにサラリーマン(ウーマン)および60歳以上のシニア層のボランティア活動を対象とした「サラリーマン(ウーマン)ボランティア活動助成」、「シニアボランティア活動助成」の実施、「家庭看護の相談と実習教室」の開催、健康小冊子の発行、健康教育用ビデオテープの貸出等ではありますが、厚生労働省をはじめ関係各位のご協力を得ていずれも順調に実施することができました。

なお、平成22年12月1日付けで公益財団法人への移行登記を行ったため、平成22年12月1日から平成23年3月31日まで(以下、当年度という)が事業年度となります。

I. 事業に関する事項

1. 地域保健福祉研究助成(厚生労働省後援)

平成21年度「地域保健福祉研究助成」「サラリーマン(ウーマン)ボランティア活動助成」および「シニアボランティア活動助成」の受贈者の研究および活動報告を取り纏めた報告集を平成23年1月に発行し、関係方面に配布、ホームページにも掲載しました。

2. 家庭看護実習教室の開催

(日本赤十字社大阪府支部共催、朝日新聞厚生文化事業団後援)

寝たきりの高齢者や病人の世話をされている方々などを対象に、実習を重点に置いた「家庭看護の相談と実習教室」を3期に分け、Ⅱ期(11~12月)とⅢ期(2~3月)の実習教室を開催しました。

実習の内容は、リハビリテーション課目2回、看護課目8回の合計10回を1週間に1回ないし2回の頻度で行ない、約2ヶ月間で終了する構成となっています。

3. 健康小冊子の発行

既発刊分で在庫不足となっている「健康づくりのためのウォーキング(運動)ーインスリンの意義と筋肉の効用ー」を増刷しました。

4. 医療教育用ビデオライブラリー

「家庭看護の相談と実習教室」の受講者等に随時無料で貸出しを行いました。

II. 会議に関する事項

1. 理事会

(1) 第1回理事会

平成23年1月13日 新阪急ホテル大阪(大阪市)において開催し、下記付議事項について、審議され、原案どおり承認可決されました。

- 付議事項
- ①平成22年4月1日から平成22年11月30日までの事業報告および計算書類案承認の件
 - ②平成22年12月1日から平成23年3月31日までの事業計画および収支予算案承認の件
 - ③内部規程の承認の件
 - (1)選考委員会規程の文言修正承認の件
 - (2)資産運用規程の承認の件
 - ④評議員会招集の件

(2) 第2回理事会

平成23年3月14日 新阪急ホテル大阪(大阪市)において開催し、下記付議事項について、審議され、第5号議案の次回理事会への再提出決議以外は原案どおり承認可決されました。

- 付議事項
- ①平成23年度事業計画および同予算案承認の件
 - ②寄付金受入れ承認の件
 - ③選考委員会規程の文言修正承認の件
 - ④選考委員会の特別審査員1名選任の件
 - ⑤助成に関する覚書承認の件
 - ⑥事務局長の選任の件

2. 評議員会

(1) 第1回評議員会

平成23年1月28日 新阪急ホテル大阪(大阪市)において開催し、下記付議事項について、審議され、原案どおり承認可決されました。

- 付議事項
- ①議事録署名人2名選任の件
 - ②平成22年4月1日から平成22年11月30日までの計算書類案承認の件

III. その他の主要事項

1. 旧主務官庁(厚生労働省)に関する事項

次のとおり厚生労働省へ届出・申請等を行いました。

- (1) 平成22年12月6日
移行登記完了届出書を提出
- (2) 平成23年2月3日
平成22年4月1日から平成22年11月30日までの事業報告書、貸借対照表、
正味財産増減計算書、財産目録、収支計算書、監査報告書の届出

2. 行政庁（内閣府）に関する事項

- (1) 平成22年12月6日
移行登記完了届出書を提出
- (2) 平成23年3月23日
平成23年度事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載し
た書類、理事会議事録の提出

3. 登記に関する事項

次のとおり法務局へ登記しました。

- (1) 平成22年12月1日
特例民法法人である財団法人大同生命厚生事業団の解散の登記ならびに
公益財団法人大同生命厚生事業団の設立の登記を行なった。

「附属明細書」について

平成22年度（12月—3月期）事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」に該当する事項はありません。

以 上